独立行政法人福祉医療機構 評価の視点等(案)新旧対照表

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
強化を図ること。	目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、 有効性を持って果たしていくために、第三	目標を達成するためにとるべき措置 機構において最適なガバナンスの更なる 高度化を図るとともに、引き続き、小回り のきく福祉、医療を支援する専門店として、 「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間 の連携強化」により、法人全体の業務運営 の更なる改善を推進するための取組みを実	
1 勃率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	環境が変化する中で福祉医療に係る事	1 勃率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1)事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。	
	(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。	(2)トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。	
	(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。		

中期目標中期計画	Ī	2 5 年度計画			25年	度 業 務 実 績
	自己評定		評価項目 1	評	定	
評価の視点等(現行)	ē.	平価の視点等(案)				変更の理由等
[数值目標] —	[数値目標] 					
[評価の視点] 〇 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。	【評価の視点】 ○ 福祉医療に係る事業 体制を継続的に見直し	美の健全な発展を総合的に支 しているか。	援するため、業務運営			
〇 トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化 等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。		、機能が有効に発揮され、国の こ迅速かつ的確に対応してい				
○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。	〇 業務間の連携強化に るか。	こより、どのような業務運営の	の効率化が図られてい			
(政・独委評価の視点等) ■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。	(政・独委評価の視点等 ■ 法人の業務改善のた 価しているか。		ブを把握・分析し、評			

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
2 業務管理(リスク管理)の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うと ともに、業務の健全性及び適切性を確保 するため、監査機能及びリスク管理機能 等を強化するなど、ガバナンスの更なる 高度化を図ること。 なお、内部統制については、更に充実・ 強化を図るものとし、その際、総務省の 「独立行政法人における内部統制と評価 に関する研究会」が平成22年3月に公 表した報告書(「独立行政法人における 内部統制と評価について」)及び総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会から 独立行政法人等の業務実績に関する評価 の結果等の意見として各府省独立行政法 人評価委員会等に通知した事項を参考に するものとすること。 また、政府の方針を踏まえ、適切な情 報セキュリティ対策を推進すること。	2 業務管理(リスク管理)の充実 (1)効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等充化し、可要なる高度化の活用で、の資産負債ではの金のでは、ででででは、でででは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	2 業務管理(リスク管理)の充実 (1)内部統制の更なる充実・強化を図る ため、顧客保護等管理態勢及び信用リスク管理態勢等の整備並びに監査機能 の強化を行う。 また、金利リスク抑制の観点から、 ALM(資産負債管理)システムを活 用し、貸付事業に係る財務状況の定期 的な把握及び予算要求や財投機関債の 発行等のタイミングに合わせた分析等 を行うほか、情報資産の安全確保のた め、情報セキュリティ対策の強化を図 る。	
	(2)内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。	SO9001に基づく品質マネジメントシステムの適切な運用を通じ、業務上の課題や顧客からのニーズ等へ効果的に対応するとともに、リスク管理及び業務の継続的改善の観点を重視した内部監査に基づく是正・予防処置活動により、業務管理の充実を図る。また、業務改革等に向けた職員の自	

中期目標中期計画	画 25年度計画		2 5 年 度 業 務 実 績				
	自己評定		評值	面項目 2	評	定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)					変更の理由等
[数値目標] —	 [数値目標] _						
[評価の視点] <u>○ (新規)</u>		が適切性を確保するため、監 ドナンスの更なる高度化を図			・ 中期計画に	[基づき新た]	に設定。
O ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。	O ALMシステムで るか。	を適切に活用するなど、金利	JスクØ	り抑制に努めてい			
〇 情報セキュリティー対策の充実を図っているか。	 ○ 情報セキュリテ [.]	ィ対策の充実を図っているか	0				
O 個人情報を適切に管理しているか。					中期計画変	変更に伴い削	除。
〇 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度 調査、 各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務 改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。	調査、各種データ	・指摘についての分析・対応 7分析などに基づく是正・予 8リスクの抑制を図っている	防処置流				
〇 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化 を図っているか。	〇 職員の業務改革等 を図っているか。	等に向けた取り組みを奨励し	、業務改	改善活動の活性化			
O 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。					上記視点に	統合。	
(政・独委評価の視点等) ■ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。		気等))有効性及び効率性、財務報 守等)に係る取組についての					

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
通則法第29条第2項第2号の業務運営	成するためにとるべき措置	成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の 推進 (1)業務・システム最適化計画を着実に 実施し、経費の節減を図ること。	1 業務・システムの効率化と情報化の 推進 (1)業務・システム最適化計画を着実に 実施し、経費の節減を図る。	1 業務・システムの効率化と情報化の 推進 (1)業務・システム最適化計画を着実に 実施し、経費の節減を図る。	
(2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。		(2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定しシステム等の改善を図る。	
(3)情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。	(3)情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。		
	(4)各業務の特性に応じて、当該業務に 必要なITに関する技能の習得を推進 するため、職員に対する研修等を実施 する。	要なITに関する技能の習得を推進す	

中期目標中期計画	2 5 年 度 計 画		25年	度業務実績	
	自己評定		評価項目 3	評 定	
評価の視点等(現行)	<u>.</u>	平価の視点等(案)			変更の理由等
[数値目標] —	[数値目標] -				
[評価の視点]○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。	[評価の視点] ○ 業務•システムの最	適化計画に基づき、経費の	節減等を図っているか。	中期計画変更に伴い修正	E.
〇 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的 な改善に努めているか。		り <u>かつ</u> 安定的に支援するたり D継続的な改善に努めてい		 中期計画変更に伴い修正 	E.
○ 情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官 を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。	○ 情報化の進展に機動 の専門性の向上を図っ	動的かつ的確に対応するた。 っているか。	めに、情報管理担当部署	 中期計画変更に伴い修I 	E.
○ I T技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。				 上記視点に統合。 	
〇 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。	〇 職員に対するITに	こ関する研修等を計画的に	実施しているか。		

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
2 経費の節減 (1)業務方法の見直し及び事務の効率化 を行い、経費の節減に努めること。	2 経費の節減 (1)質が高く効率的な業務運営を確保し、 組織における資源を有効に活用するた め、毎年度、業務方法等を点検し、業 務方法の改善等を行うことにより、事 務の効率化を推進し、経費の節減に努 める。	2 経費の節減 (1)質が高く効率的な業務運営を確保し、 組織における資源を有効に活用するた め、業務方法等を点検し、その改善等 を図ることにより、事務の効率化を推 進し、経費の節減を努める。	
(2)契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。	争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模	争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。 また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を	
③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	1 〇営業日以上とする。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	
(3)運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減するこ	及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の	(3)運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25 年度業務実績
E) 貸付金に係る振込及び口座振替	(注) 貸付金に係る振込及び口座振替	(注)貸付金に係る振込及び口座振替	
手数料、福祉医療経営指導事業に	手数料、福祉医療経営指導事業に	手数料、福祉医療経営指導事業に	
係る経費、社会福祉事業に関する	係る経費、社会福祉事業に関する	係る経費、社会福祉事業に関する	
調査研究、知識の普及及び研修に	調査研究、知識の普及及び研修に	調査研究、知識の普及及び研修に	
係る経費、退職手当共済事業に係	係る経費、退職手当共済事業に係	係る経費、退職手当共済事業に係	
る業務委託費及び退職手当給付金	る業務委託費及び退職手当給付金	る業務委託費及び退職手当給付金	
支給に係る振込手数料、システム	支給に係る振込手数料、システム	支給に係る振込手数料、システム	
関連経費、公租公課並びに特殊要	関連経費、公租公課並びに特殊要	関連経費、公租公課並びに特殊要	
因経費を除く。	因経費を除く。	因を除く。	
人件費については、政府における	総人件費については、政府における	総人件費については、政府の方針を	
件費削減の取組を踏まえ、厳しく	総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく	踏まえ、適切に対応する。	
望すものとすること。	見直すものとする。		
構の給与水準について、以下のよ	機構の給与水準について、以下のよ	機構の給与水準について、引き続き	
観点からの検証を行い、その検証	うな観点からの検証を行い、これを維	適正化に向けた取組を進めるととも	
や取組状況については公表するも	持する合理的な理由がない場合には必	に、取組状況を公表する。	
すること。	要な措置を講ずることにより、給与水		
	準の適正化に速やかに取り組むととも		
	に、その検証結果や取組状況について		
	は公表するものとする。		
職員の在職地域や学歴構成等の要	① 職員の在職地域や学歴構成等の要		
考慮してもなお国家公務員の給	因を考慮してもなお国家公務員の給		
準を上回っていないか。	与水準を上回っていないか。		
職員に占める管理職割合が高いな	② 職員に占める管理職割合が高いな		
給与水準が高い原因について、	ど、給与水準が高い原因について、		
と 正の余地はないか。	是正の余地はないか。		
国からの財政支出の大きさ、累積	③ 国からの財政支出の大きさ、累積		
指の存在、類似の業務を行っている。	欠損の存在、類似の業務を行ってい		
民間事業者の給与水準等に照ら	る民間事業者の給与水準等に照ら		
、現状の給与水準が適切かどうか	し、現状の給与水準が適切かどうか		
分な説明ができるか。	十分な説明ができるか。		
その他、給与水準についての説明	④ その他、給与水準についての説明		
十分に国民の理解の得られるもの			
なっているか。	となっているか。		

中期目標中期計画	i l	25年度計画			25年	度 業 務 実 績
	自己評定		評価項目 4	評	定	
評価の視点等(現行)	Ē	評価の視点等(案)				変更の理由等
 【数値目標】 ○ 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。 ○ 平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。 		終事業年度において、 <u>平成2</u> 業務経費は5%程度の額を			変更に伴い修正	
[評価の視点] ご 業務の外部委託 (アウトソーシング) を適切に活用するなど、経費を節減しているか。	[評価の視点]			中期計画変	変更に伴い削減	क्र े.
〇 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。	〇 業務方法をどのよ [、] <u>めている</u> か。	うに改善し、事務の効率化?	を図 <u>り、経費の節減に努</u>	中期計画変	で更に伴い修正 で	E.
○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。	〇 随意契約の適正化 いるか。	こついて、中期計画に示した	ことおり適切に行われて			
○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。	契約監視委員会でのローアップを含む。)		つれたか(その後のフォ			
〇 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。	〇 一般管理費等の経	費の節減については、中期	目標を達成しているか。			
○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。				中期計画変	変更に伴い削縮	亲。
〇 平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘 案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めている か。	〇 国家公務員等と比	較して適切な水準となって	<u>いるか。</u>	中期計画変	変更に伴い修正	E.
○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。	○ 機構の給与水準にでいるか。	ついて、中期目標に示され	ことおり、適切に取組ん	,		
(政・独委評価の視点等) ■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。	(政・独委評価の視点: ■ 契約方式等、契約に 必要な評価が行われ	「係る規程類について 、 整備	内容や運用の適切性等、			
■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。	■ 契約事務手続に係る 切性等、必要な評価が		ハて、整備・執行等の適	i		
■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、公告方法、	■ 個々の契約につい	て、競争性・透明性の確保	の観点から、公告方法、			

中期目標中期計	画 25年度計画	
入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行われているが	。 入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行	行われているか。
 ■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を設定)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっている。 	から厳格なチェックが行われているか。 	「る目標水準を含 引られるものとな
か。 ■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。		
■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて 法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減 目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	=	中期計画変更に伴い削除。
■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の 効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているが。		
〇 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	〇 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるた	b'.
〇 法定外福利費の支出は、適切であるか。	〇 法定外福利費の支出は、適切であるか。	

O 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

O 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
第4 業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対 して提供するサービスその他の業務の質の 向上に関する事項は、次のとおりとする。	するためにとるべき措置 通則法第30条第2項第2号の国民に	するためにとるべき措置	第3業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業) 福祉貸付事業については、国の福祉政 策に即して民間の社会福祉施設等の整備 に対し長期・固定・低利の資金を提供す ること等により、福祉、介護サービスを 安定的かつ効率的に提供する基盤整備に 資するため、以下の点に特に留意してそ の適正な実施に努めること。	策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整	1 福祉医療貸付事業 (福祉貸付事業) 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。(参考) 区分 平成25事業年度 千円 貸付契約額 254,600,000 資金交付額 251,500,000	
(1)国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	的な政策融資を行うため、毎年度、国 と協議のうえ、当該年度における融資 の基本方針を定めた融資方針に基づ	的な政策融資を行うため、利用者等に 対し、融資方針の周知等に努め、当該	
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、 国の要請等に基づき、災害復旧、制度 改正、金融環境の変化に伴う経営悪化 等の緊急時における資金需要に迅速か つ機動的に対応する等、民業補完を徹 底しつつ、融資対象の重点化及び必要 な融資枠の確保、融資条件の改善等に より、増大する利用者ニーズへの対応 を図ること。 特に、東日本大震災で被災した社会 福祉施設等に対し、引き続き被災地支 援に資するため復旧・復興資金等の優 遇融資を実施すること。	国の要請等に基づき、災害復旧、制度 改正、金融環境の変化に伴う経営悪化 等の緊急時における資金需要に迅速か つ機動的に対応する等、民業補完を徹 底しつつ、融資対象の重点化及び必要 な融資枠の確保、融資条件の改善等に より、増大する利用者ニーズへの対応 を図る。 特に、東日本大震災で被災した社会 福祉施設等に対し、引き続き被災地支	介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25 年度業務実績
(3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	手続きの簡素化を促進するとともに、 福祉施設の整備計画の早期段階から的	資内容の周知や個別融資相談を実施	
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。 なお、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとすること。	するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 また、併せ貸しの一層の普及を図るため、 ① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業につ	得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。 ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析を行う。	
(5)審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	(5)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。	資金交付業務に係る処理期間の順守に 努め、利用者サービスの向上を図る。	

中期目標中期計画	Ī	2 5 年度計画			25年	度業務実績
	自己評定		評価項目 5	評	定	
評価の視点等(現行)	=	平価の視点等(案)				変更の理由等
[数値目標] ○ (新規)	[数値目標] ○ 併せ貸し(協調融資 40機関)まで拡大す	3) 金融機関数を受託金融 する。	幾関数の95%以上(3	_ 中期計画に	「基づき新た」	こ設定。
〇 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付 内定通知までの平均処理期間を30日以内 <u>とする</u> 。		は特殊異例な案件を除き、低 処理期間30日以内 <u>を維持</u>		中期計画変	変更に伴い修]	E.
○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内 <u>に行う</u> 。	○ 資金交付業務につい 求後15営業日以内を		著しいもの等を除き、 請	中期計画変	変更に伴い修う	E.
 【評価の視点】 ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。 	融資方針に基づき、政 実施しているか。 〇 政策融資の果たすんとして災害復旧、制度における資金需要に対 つ、融資対象の重点化 り、増大する利用者に、東日本大震災	のうえ、当該年度における で で で で で で で で で で で で で	かつ効率的な政策融資を 請等 <u>に基づき、</u> 政策融資 半う経営悪化等 <u>の緊急時</u> 等、 <u>民業補完を徹底しつ</u> 、融資条件の改善等によ るか。 等に対し、引き続き被災	· 中期計画変	変更に伴い修う	E.
○ 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進する とともに、福祉施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応 じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言 等を行っているか。	に、福祉施設の整備計	的上を図るため、 <u>手続き</u> の約 計画の早期段階から的確な 施ができるよう必要な見直	融資相談等に応じ、速や		変更に伴い修う	E。
〇 (新規)		<u>通じて得た社会福祉施設に</u> こ対し積極的に提供してい		中期計画に	基づき新たり	こ設定。
〇 (新規)		≜んでいない要因を分析し 対用の向上に資する取組を		中期計画に	基づき新たり	こ設定。
○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。					変更に伴い修う	E.
○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。				上記視点に	統合。	

中期目標	中 期	計	画	2 5 年 度 計 画		2 5 年 度 業 務 実 績	
○ 審査業務の平均処理期間については、 画を達成しているか。	持殊異例な案件を除き	き、中期		8の平均処理期間については、特殊異例な案(しているか。	牛を除き、中期計		
○ 資金交付業務の平均処理期間について の等を除き、中期計画を達成しているか		ぎしい		対業務の平均処理期間については、請求内容の き、中期計画を達成しているか。	D不備が著しいも		
(政・独委評価の視点等) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業がない。 総続する必要性の乏しい事務・事業がないに基づき、見直しを図っているか。			S< O 国民の二 法果 継続する場	平価の視点等) ニーズとずれている事務・事業や、費用に対す 必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を 見直しを図っているか。			

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業) 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するた	策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するた	
(1)国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	的な政策融資を行うため、国と協議の うえ、融資の基本方針を定めたガイド ラインに基づき、医療貸付事業を実施	することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。	
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、 国の要請等に基づき、災害復旧、制度 改正、金融環境の変化に伴う経営悪化 等の緊急時における資金需要に迅速か つ機動的に対応する等、民業補完を徹 底しつつ、融資対象の重点化及び必要 な融資枠の確保、融資条件の改善等に より、増大する利用者ニーズへの対応 を図ること。 特に、東日本大震災で被災した医療 関係施設等に対し、引き続き被災地支 援に資するため復旧資金等の優遇措置 を実施すること。	国の要請等に基づき、災害復旧、制度 改正、金融環境の変化に伴う経営悪化 等の緊急時における資金需要に迅速か つ機動的に対応する等、民業補完を徹 底しつつ、融資対象の重点化及び必要 な融資枠の確保、融資条件の改善等に より、増大する利用者ニーズへの対応 を図る。 特に、東日本大震災で被災した医療 関係施設等に対し、引き続き被災地支	に基づく整備、介護基盤の緊急整備に 係る資金や、金融環境の変化に伴う経 営悪化に対応する経営安定化資金の需 要に迅速かつ機動的に対応する等、民 業補完を徹底しつつ、融資対象の重点 化及び必要な融資枠の確保、融資条件 の改善等により、増大する利用者ニー ズへの対応を図る。 特に、東日本大震災からの復旧に資	
(3) 医療サービスを安定的かつ効率的に 提供する基盤整備を推進するため、事 業者の施設整備等に関する相談等を適 切に実施することにより、利用者サー	手続きの簡素化を促進するとともに、 医療施設の整備計画の早期段階から的		

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
ビスの向上を図ること。	的な事業実施ができるよう必要な見直 しの提案、助言等を行う。	の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階から的確な融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。	
(4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。		得た医療関係施設に関するノウハウや	
(5)審査業務及び資金交付業務について 利用者サービスの向上を図るととも に、病院の機能や経営状況についての 第三者評価結果を融資審査に活用する こと。	を除き、借入申込み受理から貸付内定 通知までの平均処理期間30日以内を	(5)中期計画に定められた審査業務及び 資金交付業務に係る処理期間の順守に 努め、利用者サービスの向上を図る。 また、融資審査においては、病院の 機能等や経営状況についての第三者評 価結果を引き続き活用する。	

中期目標中期計画		25 年度計画			25年	度 業 務 実 績
	自己評定		評価項目 6	評	定	
評価の視点等(現行)		平価の視点等(案)				変更の理由等
 【数値目標】 ○ 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。 ○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。 	内定通知までの平均処 〇 資金交付業務につい		<u>する</u> 。			
「評価の視点」 (評価の視点] (中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。		を飛行する。 計資の基本方針を定めたガー 目的かつ効率的な政策融資		7. 中期計画変	更に伴い修正	E.
〇 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等 <u>を受けて、</u> 政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等 <u>への緊急措置に臨機応変</u> に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、 <u>療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</u>	として災害復旧、制度 における資金需要に近 つ、融資対象の重点化 り、増大する利用者に 特に、東日本大震	、き役割を踏まえ、国の要認 改正、金融環境の変化に係る という できます できる できます できる	学う経営悪化等 <u>の緊急時等、民業補完を徹底して</u> 融資条件の改善等によ あか。 等に対し、引き続き被	<u> </u>	更に伴い修正	E。
○ 利用者サービスの向上を図るため、 <u>借入申込書類</u> の簡素化を促進する とともに、医療施設の整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応 じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言 等を行っているか。	に、医療施設の整備計	向上を図るため、 <u>手続き</u> の筒 ↑画の早期段階から的確な でができるよう必要な見直	融資相談等に応じ、速や		更に伴い修正	E.
〇 (新規)		通じて得た医療関係施設に 立対し積極的に提供してい		中期計画に	基づき新たは	二設定。
○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。	○ 審査業務の平均処理 画を達成しているか。		別な案件を除き、中期計	-		
〇 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいも の等を除き、中期計画を達成しているか。	○ 資金交付業務の平均 の等を除き、中期計画		対内容の不備が著しいも	5		
O 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用 しているか。	〇 病院の機能や経営地 しているか。	犬況についての第三者評価	i結果を融資審査に活用			
(政・独委評価の視点等) ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		っている事務・事業や、費 乏しい事務・事業がないか				

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
3 福祉医療貸付事業(債権管理) 福祉医療貸付事業における債権管理 については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び 医療施設等の維持及び存続を図ること を最優先とし、貸付債権の適正な管理を 行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進す るため、以下の点に特に留意してその適 正な実施に努めること。	3 福祉医療貸付事業 (債権管理) 福祉医療貸付事業における債権管理 については、政策融資としての役割を踏 まえ、地域における社会福祉施設等及び 医療施設等の維持及び存続を図ること を最優先とし、貸付債権の適正な管理を 行うとともに、リスク管理債権比率の改 善に努めつつ、不良債権の処理を促進す るため、以下の点に特に留意してその適 正な実施に努める。	3 福祉医療貸付事業(債権管理) 福祉医療貸付事業における債権管理 については、政策融資としての役割を踏 まえ、地域における社会福祉施設等及び 医療施設等の維持及び存続を図ること を最優先とし、貸付債権の適正な管理を 行うとともに、リスク管理債権比率の改 善に努めつつ、不良債権の処理を促進す るため、以下の点に特に留意してその適 正な実施に努める。	
(1)貸付債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権につい て、継続的に貸付先の事業の状況や財 務の状況等を把握するためのフォロー アップ調査を実施するとともに、債権 区分別に適切な管理を行うこと。	て、継続的に貸付先の事業の状況や財 務の状況等を把握するためのフォロー	(1)貸付債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 ② 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。	
(2)債権悪化の未然防止の取組 ① 福祉医療経営指導事業等との連携 の強化による債権悪化の未然防止に 取組むこと。 ② 金融機関としての健全性を確保す る観点から、リスク管理債権の発生 要因等の分析を行い、分析結果を貸 付関係部にフィードバックするな ど、リスク管理債権に対する態勢の 強化を図ること。	る観点から、リスク管理債権の発生 要因等の分析を行い、分析結果を貸 付関係部にフィードバックするな		
(3)経営が悪化した貸付先等への対応 ① 政策融資の果たすべき役割を踏ま え、経営が悪化あるいは悪化が懸念 される貸付先に対して、貸出条件緩 和等の措置を講ずることにより、地 域における民間の社会福祉施設等及 び医療施設等の経営を支援するこ	え、経営が悪化あるいは悪化が懸念 される貸付先に対して、貸出条件緩 和等の措置を講ずることにより、地	え、経営が悪化あるいは悪化が懸念 される貸付先に対して、貸出条件緩 和等の措置を講ずることにより、地	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
と。 ② き損する可能性が高い債権の管理 の徹底を図るとともに、必要に応じ て債権保全措置を的確に実施すること。		② き損する可能性が高い債権の管理 の徹底を図るとともに、必要に応じ て債権保全措置を的確に実施する。	

中期目標中期計画	2 5 年 度 計 画			2 5 年 度 業 務 実 績		
	自己評定		評価項目 7	評	定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				変更の理由等
【数値目標】○ 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。	[数値目標]			中期計画変	更に伴い削り	余。
○ 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。				中期計画変	更に伴い削り	余。
○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均(1.56%)を上回らないように努める。				中期計画変	更に伴い削り	余。
[評価の視点] 〇 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。	[評価の視点]			中期計画変	更に伴い削り	余。
○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益 の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得な い事情により国が認めたものを控除する。				中期計画変	更に伴い削り	余。
○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象 等を見直す等事業の効率化を進めているか。				業))に、		は評価項目5(福祉医療貸付事業(福祉貸付事 業は評価項目6(福祉医療貸付事業(医療貸付事
〇 継続的に貸付先の <u>経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を</u> 行っているか。	○ 継続的に貸付先 ローアップ調査を	の <u>事業の状況や財務の状況等</u> 実施しているか <u>。</u>	を把握するためのフォ	中期計画変	更に伴い修正	E.
〇 債権区分別に適切な管理を行っているか。	〇 債権区分別に適切	辺な管理を行っているか。				
〇 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止 に取組んでいるか。	〇 福祉医療経営指導 に取組んでいるか。	尊事業等との連携の強化によ ,	り、債権悪化の未然防止			
○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバック <u>し</u> 、リスク管理 債権 <u>の抑制</u> を図っているか。		<u>の</u> 発生要因別分析等を行い <u>、分</u> るなど、リスク管理債権 <u>に対す</u>			更に伴い修正	E.
〇 (新規)		すべき役割を踏まえ、経営が駅 して、貸出条件緩和等の措置を			基づき新たに	こ設定。

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
	<u>域における</u> るか。	3民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経	<u>営を支援してい</u>
○ (新規)		る可能性が高い債権の管理の徹底を図るとと き措置を的確に実施しているか。	もに、必要に応じ 中期計画に基づき新たに設定。

○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比 率を第1期中期目標期間中の比率の平均(1.56%)を上回らないよ うに努めているか。

なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施 設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の 償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著し い変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。

(政・独委評価の視点等)

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回 収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行 われているか。
- i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める 割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を 行っているか。
- いるか。

中期計画変更に伴い削除。

(政・独委評価の視点等)

- 収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行 われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める 割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を 行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われて 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われて いるか。

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業(集団経営指導 (セミナー)及び個別経営診断)につい ては、民間の社会福祉施設、医療施設の 経営者に対し、公的な立場から経営に関 わる正確な情報や有益な知識を提供し、 あるいは経営状況を的確に診断するこ とにより、福祉、介護、医療サービスを 安定的かつ効率的に提供できる施設の 経営を支援するため、以下の点に特に留 意してその適正な実施に努めること。	(セミナー)及び個別経営診断)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営	(セミナー)及び個別経営診断)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営	
(1)集団経営指導(セミナー)については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。 ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及	に努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人	は、受講希望者の受講機会確保とPR に努め、1セミナーあたりの平均受講	
び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。 また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。	(2)セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。	祉施設や医療関係施設の適切な経営を 支援するため、民間コンサルティング 事業者の実施するセミナーの内容と重 複せず、機構の独自性を発揮できる施 設整備や経営管理に関する優良実践事 例や政策動向の情報提供等を中心に内 容の充実を図り、受講者にとっての有 用度を平均80%以上とする。 また、機構が有する病院等の経営ノ	
(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定することには、	支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。		
と。特に、福祉医療貸付事業の債権管 理業務と連携し、経営が悪化あるいは	(4)個別経営診断については、福祉医療	(4)個別経営診断については、福祉医療	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。	貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1、400件以上の診断件数の実施に努める。また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。	つ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を 置いた診断・支援の手法・内容の充実 を図ることを目指し、280件以上の	
	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。		
(3)集団経営指導及び個別経営診断の各 業務において、運営費交付金の縮減の 観点から自己収入の拡大に努めるこ と。	業務について、運営費交付金の縮減の	業務において、運営費交付金の縮減の	

中期目標中期計画	画 25年度計画			25年度業務実績			
	自己評定		評価項目	∄ 8	評	定	
評価の視点等(現行)		平価の視点等(案)					変更の理由等
【数値目標】○ セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う。	[数値目標]				中期計画変	更に伴い削り	余。
○ 中期目標期間における <u>延べ</u> 受講者数を <u>12,600人</u> 以上とする。	〇 中期目標期間におい 以上とする。	ける <u>1 セミナーあたりの平</u>	<u>匀</u> 受講者数を	180人	中期計画変	更に伴い修正	E.
〇 <u>中期目標期間中の</u> 受講者に <u>対するアンケート調査における満足度指</u> 標を平均 <u>65ポイント</u> 以上とする。	〇 受講者に <u>とっての</u> ?	<u> 育用度</u> を平均 <u>80%</u> 以上と	する。		中期計画変	更に伴い修正	E.
○ 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の 診断を実施する。	○ 個別経営診断につい 診断を実施する。	Nでは 、 中期目標期間中に	<u>ょ</u> べ1, 40	0件以上の			
○ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施 し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画 を策定する上で役立ったとの回答を確保する。	○ 個別経営診断の利用	月者にとっての有用度を平	匀80%以上	<u>とする。</u>	中期計画変	更に伴い修正	E.
○ 経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均 処理期間を50日以内とする。	〇 経営分析診断につい 処理期間を50日以内)ては、申込書の受理から りとする。	设告書の提示: である。 である。	までの平均			
○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、 実費相当額を上回る自己収入を確保する。	○ 集団経営指導及び個 実費相当額を上回るE		ハて、中期目]標期間中、			
[評価の視点] 〇 セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。	[評価の視点]				中期計画変	更に伴い削除	S. No
〇 セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。	○ セミナーの受講者数	数について、中期計画を達	或しているか	١,			
○ <u>カリキュラムの工夫により、</u> 受講者へのアンケート調査における満足 度指標が中期計画を達成しているか。	〇 受講者 <u>にとっての</u> ?	<u>同用度について、</u> 中期計画	を達成してい	いるか。	中期計画変	更に伴い修正	
○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12 月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づき、民間 と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強 化に資する情報等の提供に重点化しているか。	の内容と重複せず、機	民間コンサルティング事業 構の独自性を発揮できるが 政策動向の情報提供等を回	砂整備や経	営管理に関	中期計画変	更に伴い修正	0
○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。					上記視点に	統合。	

中期目標中期計画	2 5 年 度 計 画	25 年度業務実績
○ 見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討しているか。	○ 機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催しているか。	中期計画変更に伴い修正。
○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の 診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めて いるか。	○ 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。	-
○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。		上記視点に統合。
○ 個別経営診断 <u>について、</u> 延べ診断件数 <u>が</u> 中期計画を達成しているか。	○ 個別経営診断 <u>の</u> 延べ診断件数 <u>について、</u> 中期計画を達成しているか。	中期計画変更に伴い修正。
○ <u>経営改善支援事業に重点化を図り、</u> 問題点の解決に重点を置いた診断・支援 <u>を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。</u>	○ 福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは 悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の 手法・内容の充実を図っているか。	=
○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。		上記視点に統合。
〇 個別経営診断 <u>を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。</u>	〇 個別経営診断 <u>の利用者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。</u>	<u>々</u> 中期計画変更に伴い修正。
〇 申込書受理 <u>日</u> から報告書提示までの <u>所要</u> 期間が中期計画を達成しているか。	〇 申込書受理から報告書提示までの <u>平均処理</u> 期間が中期計画を達成しているか。	中期計画変更に伴い修正。
○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・ 料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額 を上回る自己収入を確保しているか。	〇 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、 <u>運営費交付金の縮減の観点から</u> 適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。	
(政・独委評価の視点等)○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく 継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果 に基づき、見直しを図っているか。		

中期目標	中期計画	25年度計画	25年度業務実績
5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、特定非営利活動法人(NPO)等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	業」という。)については、特定非営利 活動法人(NPO)等による民間の創意 工夫ある活動や地域に密着したきめ細か な活動等に対して、効果的な資金助成を 行うことにより、高齢者・障害者が自立 した生活を送れるよう、また、子どもた ちが健やかに安心して成長できるよう必	業」という。)については、特定非営利活動法人(NPO)等による民間の創意 工夫ある活動や地域に密着したきめ細か な活動等に対して、効果的な資金助成を 行うことにより、高齢者・障害者が自立 した生活を送れるよう、また、子どもた ちが健やかに安心して成長できるよう必	
(1)助成事業の募集に当たっては、国が 示した社会福祉政策を振興するうえで 政策的に必要なテーマに重点化し、毎 年度、助成方針を定め公表すること。	示した社会福祉政策を振興するうえで	(1)助成事業の募集に当たっては、国が 示した社会福祉政策を振興するうえで 政策的に必要なテーマについて、事後 評価結果等をもとに、国と協議のうえ 設定するとともに、募集要領等に明記 のうえ、公表するなど広く周知する。 (2)助成事業を通じて、災害時において 災害弱者(高齢者・障害者等支援が必 要な方々)に対し緊急的に対応を行え るよう、民間事業者、団体等の広域的 な災害福祉支援ネットワークを構築 し、災害対策の強化を図る。	
(2)外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	外部有識者からなる社会福祉振興助成 事業審査・評価委員会(以下「審査・ 評価委員会」という。)において選定 方針を策定し、公表するとともに、当 該選定方針に基づいて審査し、採択す る。	方針に基づいて審査し、採択を行うも のとする。 なお、選定方針の策定に当たっては、 事業の必要性や効果を十分考慮し、助	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
	(3)全助成件数の80%以上が特定非営 利活動法人、非営利の任意団体が行う 事業とする。	(4)特定非営利活動法人等を育成、支援 し、その活動を後押しする観点から、 特別な場合を除き、全助成件数の80 %以上が特定非営利活動法人、非営利 の任意団体が行う事業であるものとす る。	
	(4)助成交付申請の受理から交付決定ま での平均処理期間を30日以内とす る。	(5) 平成25年度分の「助成金申請書」 の受理から助成決定までの平均処理期 間を30日以内とする。	
(3)助成を行った事業については、外部 有識者からなる委員会において評価方 針を定め、事後評価を行うこと。 また、事後評価結果については、選 定方針の改正等に適正に反映するこ と。	評価委員会において評価方針を定め、 事後評価を行う。 また、事後評価結果については、選	(6)審査・評価委員会において、平成2 5年度における評価すべき重点事項を 定めた事後評価方針を策定し、当該方 針に基づく事後評価を実施する。 また、事後評価結果については、速 やかに公表するとともに、平成26年 度分の助成事業の選定方針の改正等に 適正に反映する等、継続的な改善を図 る。	
(4)助成事業が、円滑に実施され、助成 先団体が行う事業の発展・充実に繋が るよう、適切な相談・助言に努めるこ と。	め、助成先団体等に対して、計画段階	努める。	
	(7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。	(8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。	
	(8)助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。	(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
(5)事業評価の結果を踏まえ、事業効果 の高い事業等の周知とその効果的な普 及を推進すること。	(9)事業評価結果等を踏まえ、事業効果 の高い優れた助成事業等を公表すると ともに、助成事例等を活かした普及を 行うため、助成事業報告会を開催し、	の高い優れた助成事業等をホームペー	
	参加者の満足度を80%以上とする。	(11)助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。	

中期目標中期計画	i	2 5 年 度 計 画			25年	度 業 務 実 績
	自己評定		評価項目 9	評	定	
評価の視点等(現行)	<u> </u>	平価の視点等(案)				変更の理由等
【数値目標】○ 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、 非営利の任意団体が行う事業とする。	【 数値目標 】 ○ 特別な場合を除き、 非営利の任意団体が行		が特定非営利活動法人			
〇 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内 とする。	〇 助成金の申請の受扱とする。	理から助成決定までの平均	処理期間を30日以内			
〇 助成先団体のうち、 <u>80%</u> 以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。		<u>85%</u> 以上の団体から、 この連携等の効果があった		中期計画図	変更に伴い修う	E.
〇 助成事業が対象とした利用者のうち、 <u>70%</u> 以上の利用者から満足しているとの回答を得る。	〇 助成事業が対象としているとの回答を得る	ンた利用者のうち、 <u>80%</u> り る。	以上の利用者から満足し	・ 中期計画図	変更に伴い修う	E.
〇 助成事業報告会 <u>や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催する。</u>	〇 助成事業報告会 <u>参加</u> との回答を得る。	①者のうち、80%以上の意	<u>参加者から満足している</u>	5 中期計画3	変更に伴い修う	E.
[評価の視点] 〇 毎年度、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、募集要領等に明記し、公表しているか。		テーマについて、国と協議			変更に伴い修う	E.
○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、 当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。		■委員会において、選定方 ↑て審査し、採択を行って				
〇 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。		当たっては、事業の必要性 [,] 寺性に配慮しつつ固定化回		-		
○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。		る特定非営利活動法人、非常 特別な場合を除き中期計画				
O 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化な どを行っているか。				中期計画図	変更に伴い削	余。
〇 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期 計画を達成しているか。	〇 助成金の申請の受理 計画を達成しているた	里から助成決定までの平均 か。	処理期間について、中期	月		
〇 <u>毎年度、</u> 審査・評価委員会において、事後評価方針を定め、当方針に 基づき <u>効率的かつ効果的な</u> 事後評価を実施しているか。	○ 審査・評価委員会に を実施しているか。	こおいて評価方針を定め、	当方針に基づき事後評価	中期計画変	変更に伴い修う	E.

中期目標中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
○ 事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映しているか。	○ 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に反映しているか。	
〇 職員の専門性の向上に努めるとともに、 <u>助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な</u> 相談・助言 <u>ができているか。</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中期計画変更に伴い修正。
〇 助成先団体のうち、 <u>80%以上の団体から、</u> 助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった <u>との回答が得られているか。</u>		中期計画変更に伴い修正。
O 助成事業が対象とした利用者 <u>のうち、70%以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。</u>	〇 助成事業が対象とした利用者 <u>の満足度について、中期計画を達成して</u> <u>いるか。</u>	中期計画変更に伴い修正。
○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会 <u>や助成事業説明会</u> について、中期計画を達成しているか。	○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会 <u>の参加者の満足度</u> について、中期計画を達成しているか。	
(政・独委評価の視点等) 〇 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		

中期目標	中期計画	25 年	F 度 計 画	25年度業務実績
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等 を経営する社会福祉法人等の相互扶助の 精神に基づき、社会福祉施設等に従事す る職員について退職手当共済制度を確立 し、もって社会福祉事業の振興に寄与す るため、以下の点に留意してその適正な 実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等 を経営する社会福祉法人等の相互扶助の 精神に基づき、社会福祉施設等に従事す る職員について退職手当共済制度を確立 し、もって社会福祉事業の振興に寄与す るため、退職手当共済事業の動向を分析 し、制度の安定的な運営を図るとともに、 以下の点に留意してその適正な実施に努 める。	を経営する社会福祉法人等の相互扶助の 精神に基づき、社会福祉施設等に従事す る職員について退職手当共済制度を確立 し、もって社会福祉事業の振興に寄与す るため、退職手当共済事業の動向を分析 し、制度の安定的な運営を図るとともに、 以下の点に留意してその適正な実施に努 める。 なお、当該事業における被共済職員数、 退職手当支給者数、退職手当金支給額及 び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考)		
		区 分 被共済職員数	平成 25 事業年度	
		(4/1 現在)	758,309 人	
		退職手当金 支給者数	71,893 人	
		退職手当金 支給額	93,675,975千円	
		単位掛金額	44,700円	
(1)退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。				
(2) 提出書類の簡素化等により、利用者 の手続き面での利便性の向上及び負担 の軽減に努めること。				

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	(3) 平成25年度以降の新規加入法人の うち、当年度中に電子届出システムの 利用申請を行う割合を50%以上とす る。		
(3)業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。	(4)業務委託先に対し業務指導を徹底し、 窓口相談・届出受理の機能を強化する ことで事務の効率化を図る。	(4)業務委託先に対する事務手続きの周 知方法の見直しを行い、より効果的な 窓口相談・届出受理の機能強化を図る。	

中期目標中期計画	2 5 年 度 計 画			25年度業務実績		
	自己評定		評価項目10	評	定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				変更の理由等
【数値目標】○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間を<u>75日</u>以内とする。	【数値目標】○ 請求書の受付から	5給付までの平均処理期間を	<u>50日</u> 以内とする。	中期計画変勢	更に伴い修正	-0
〇 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、 <u>70%</u> 以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。	者アンケート調査で	ムについて、システム改善や で、 <u>年度計画において定めた数 済</u> 制度に係る事務処理が簡素	<u>效値目標</u> 以上の共済契約		更に伴い修正	
<u>〇 (新規)</u>		锋の新規加入法人のうち、当4 5割合を50%以上とする。	F度中に電子届出システ	中期計画に	基づき新たに	設定。
[評価の視点] 〇 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。	計画を達成している なお、退職手当会		也方公共団体の補助金等			
O 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。		沓まえ、提出書類の電子届出化 者の手続き面での負担を軽減				
○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の 周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。				中期計画変勢	更に伴い削除	₹ ₀
〇 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。				中期計画変勢	更に伴い削除	Š.
〇 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。	ト調査で、年度計画	ムの更なる改善や操作性向上 回において定めた数値目標以 系る事務処理が簡素化された	上の共済契約者から、退		更に伴い修正	
〇 (新規)		蜂の新規加入法人のうち、当4 5割合について中期計画を達		中期計画に	基づき新たに	設定。
〇 業務委託先の事務担当者に対 <u>する事務打合せ会を実施するほか、必要</u> に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。	〇 業務委託先の事務	努担当者に対して業務指導の	徹底を行っているか。	中期計画変勢	更に伴い修正	-0
(政・独委評価の視点等)○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく 継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果 に基づき、見直しを図っているか。		ずれている事務・事業や、費度 としい事務・事業がないか等。				

中期目標	中期計画	25年)	度計画	2 5 年 度 業 務 実 績
7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業(以下「扶養保険事業(以下「扶養保険事業」とは、大き事業がでは、大き事業がでは、大き事業がでは、大き事業がでは、大き事業がでは、大き事がでは、大き事がでは、大き事がでは、大きな、は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	7 心身障害者扶養保険事業 以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	保険事業」という。 に対すができるでは、 は対するでは、 は対するでは、 はないでは、 はないではないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	段事業(以下「扶養)については、地方 るい身障害者扶養に対しては、 が身障害者が加入者に対しては、 がりませいでは、 ではいるではいいでは、 ではいるではいいでは、 ではいるではいいでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいでは、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
		死亡•障害保険金額	7,844,900 千円	

(1)財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図 り、将来にわたり障害者に対する年金 給付を確実に行うため、毎年度、扶養 保険事業の財政状況を検証するととも に、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年 ごとに保険料水準等の見直しを行なう こととしていることから、基礎数値等 見直しに必要な情報を提供するととも に、将来的に当該事業の安定的な運営 に支障が見込まれる場合には、厚生労

(1)財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

(1)財政状況の検証

年金給付保険金額

平成24年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会(以下、「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。

12,900,506 千円

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
働大臣に対しその旨申出をすること。			
(2)扶養保険資金の運用	(2)扶養保険資金の運用	(2)扶養保険資金の運用	
① 基本的考え方	① 基本的考え方	① 基本的考え方 サギル除済会の実界については	
扶養保険資金の運用については、	扶養保険資金の運用については、	扶養保険資金の運用については、	
制度に起因する資金の特性を十分に	制度に起因する資金の特性を十分に	制度に起因する資金の特性を十分に	
踏まえ、長期的な観点から安全かつ		踏まえ、厚生労働大臣の認可を受け	
効率的に行うことにより、将来にわ		た金銭信託契約に基づき、長期的な	
たって扶養保険事業の運営の安定に	観点から安全かつ効率的に行うこと	観点から安全かつ効率的に行うこと	
資することを目的として行うことと	により、将来にわたって扶養保険事	により、将来にわたって扶養保険事	
し、運用に関する基本方針(長期的		業の運営の安定に資することを目的	
に維持すべき資産構成割合(以下「基		として行うこととし、運用に関する	
本ポートフォリオ」という。)を含		基本方針(長期的に維持すべき資産	
む。)を定め、これに基づき管理を	構成割合(以下「基本ポートフォリ	構成割合(以下「基本ポートフォリ	
行うこと。	オ」という。)を含む。)を、心身	オ」という。)を含む。)を、心身	
	障害者扶養保険資産運用委員会(資	障害者扶養保険資産運用委員会(資	
	産運用に精通した外部専門家により	産運用に精通した外部専門家により	
	構成される組織をいう。以下「資産	構成される組織をいう。以下「資産	
	運用委員会」という。)の議を経た	運用委員会」という。)の議を経た	
	上で策定し、これに基づき適切に管	上で策定し、これに基づき適切に管	
	理する。	理する。	
また、各資産ともパッシブ運用を		また、各資産ともパッシブ運用を	
中心として、各年度における各資産		中心とし、各資産のベンチマーク収	
のベンチマーク収益率を確保するよ	のベンチマーク収益率を確保するよ	益率を確保するよう努める。	
う努めるとともに、中期目標期間に	う努めるとともに、中期目標期間に		
おいても各資産のベンチマーク収益			
率の確保を目標とすること。	率を確保することを目標とする。	_	
② 運用におけるリスク管理	② 運用におけるリスク管理	② 運用におけるリスク管理	
扶養保険資金については、分散投		基本ポートフォリオを適切に管理	
資による運用を行うとともに、運用		するため、資産全体の資産構成割合	
に伴う各種リスクの管理を行うこ	リスク管理の基本とし、運用に伴う	と基本ポートフォリオとの乖離状況	
と。	以下のリスクの管理を適切に行う。	を少なくとも月1回把握するととも	
	基本ポートフォリオを適切に管	に、必要な措置を講じる。	
	理するため、資産全体の資産構成	扶養保険資金について、運用受託	
	割合と基本ポートフォリオとの乖	機関への委託等により運用を行うと	
	離状況を少なくとも月1回把握す	ともに、運用受託機関等からの報告	
	るとともに、必要な措置を講じる。	等に基づき、資産全体、各資産、運	
	扶養保険資金について、運用受	用受託機関等について、以下の方法	
	託機関への委託等により運用を行	によりリスク管理を行う。	
	うとともに、運用受託機関等から	• 資産全体	
	の報告等に基づき、資産全体、各	資産全体のリスクを確認し、問	
	資産、運用受託機関等について、	題がある場合には適切な措置を講	
	リスク管理を行う。	じる。	
		各資産	

中期目標	中期計画	2 5 年度計画	25年度業務実績
		各資産におけるリスク及びトラ	
		ッキングエラーの状況等を把握し	
		適切に管理する。	
		• 運用受託機関等	
		運用受託機関等に対しガイドラ	
		インを示し、運用状況及びリスク	
		負担の状況を把握するとともに、	
		信用リスクの管理等を行い、適切	
		に管理する。	
		なお、運用状況については、毎月	
		実績報告を受け、ベンチマーク収益	
		率との乖離状況を把握するととも	
		に、年4回(四半期毎)ヒアリング	
		を実施する。	
③ 運用に関する基本方針の見直し	③ 運用に関する基本方針の見直し	③ 運用に関する基本方針見直し	
運用に関する基本方針について	運用に関する基本方針について は、いますストトナに、小なくトナ	運用に関する基本方針の見直しに	
は、必要に応じて随時見直すこと。	は、公表するとともに、少なくとも 毎年1回検討を加え、必要があると	ついて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速や	
	認めるときは速やかに見直しを行	をかめると認められるとさは、迷り かに見直しを行い、公表する。	
	心のもことは述べかに発して行っ	がに発直した打り、五衣する。	
4 基本ポートフォリオの策定	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	④ 基本ポートフォリオの見直し及び	
基本ポートフォリオは、長期的な	基本ポートフォリオは、長期的な	年金給付のための流動性の確保	
観点から、厚生労働大臣が別途指示	観点から、厚生労働大臣が別途指示	基本ポートフォリオの策定時に想	
する運用利回りを確保するような資	する運用利回りを確保するような資	定した運用環境が現実から乖離して	
産構成とすること。	産構成とする。	いないかなどについて、資産運用委	
なお、策定に際しては以下の点に	なお、策定に際しては、以下の点に留	員会で検証し、必要に応じて見直し	
留意すること。	意する。	を行う。	
• 扶養保険事業の短期資金需要等	• 扶養保険事業の短期資金需要等を	また、短期資産において、年金給	
を踏まえて策定すること。	踏まえて策定すること。	付等に必要な流動性(現金等)を確	
• 基本ポートフォリオ全体のリス	基本ポートフォリオ全体のリスク	保するとともに、効率的な現金管理	
クを最小限に抑制すること。	を最小限に抑制すること。	を行う。	
また、策定時に想定した運用環境	また、策定時に想定した運用環境が現	(参考)基本ポートフォリオ及び設	
が現実から乖離していないかなどに	実から乖離していないかなどについ	定された乖離許容幅	
ついての検証を行い、必要に応じて	て、毎年1回、資産運用委員会で検	区分 基本 乖離許容	
は時見直すこと。 	証を行うとともに、必要に応じて随 時見直す。	国内債券 71.6% ±8%	
	-378227	国内株式 7.8% ±5%	
		外国債券 7.8% ±5%	
		クロスター 1.5% 1.5% 1.5% 1.5% 1.5% 1.5% 1.5% 1.5%	
		短期資産 5.0% ±4%	
5 扶養保険事業に関する生命保険契	⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契	⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契	
約における運用実績等の検証 がはなける運用実	約における運用実績等の検証	約における運用実績等の検証	
対にがける連用表積等の検証	対	平成24年度の生命保険会社の決	
済している。 対し、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	済度体験事業の別域状況の検証に 資するため、毎年度、市場環境や投	算報告等により各社の運用実績等を	
スタのにの、サース、中場味がでは	京 5 公元の7、 サナス1、 中郊珠坂 MX	把握し、その内容を内部検証すると	
·		- 26 -	•

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
資行動の観点から運用実績を確認す る等の検証を行うこと。	資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務 状況検討会において運用実績を確認 する等の検証を行う。	ともに、外部有識者等からなる財務 状況検討会において確認等の検証を 行う。	
(3)事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対する サービスの向上を図るため、扶養共済 制度を運営する地方公共団体と相互の 事務処理が適切になされるように連携 を図ること。	サービスの向上を図るため、扶養共済 制度を運営する地方公共団体と相互の	体に対する事務担当者会議を開催し、	

中期目標中期計画	Ī	2 5 年度計画			25年	度 業 務 実 績
	自己評定		評価項目11	評	定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				変更の理由等
「数値目標」○ 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。		S資産ごとのベンチマーク↓ 目標期間においても各資産∂				
○ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合 と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとと もに、必要な措置を講じる。	_ , , , , , , , ,	オを適切に管理するため、 オとの乖離状況を少なくと 講じる。				
O 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくと も毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行 う。		間に関する基本方針を公表]え、必要があると認めると				
○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。		リオの策定時に想定した運用 いて、毎年1回、資産運用 「随時見直す。				
[評価の視点]毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。	[評価の視点]○ 毎年度、扶養保険し公表しているか。	事業の財政状況を検証する	とともに、加入者等に対			
○ 長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、 <u>扶養保険資金の</u> 運用を行っているか。	(以下「基本ポート <u>を</u> 心身障害者扶養係	<u> </u>	0運用に関する基本方針 た上で策定し、 <u>長期的</u>		更に伴い修正	
○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保 険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定してい るか。				上記視点に	統合。	
〇 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。				上記視点に	統合。	
○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。				上記視点に	統合。	
○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。	ンチマーク収益率を	プ運用を中心として、各年 確保するよう努めるととも マーク収益率を確保してい	に、中期目標期間におい		更に伴い修正	=_o

中期目標中期	十 画	25年度計画		2 5 年 度 業 務 実 績
○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確何いるか。				上記視点に統合。
〇 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。				上記視点に統合。
○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の を満たす適切な市場指標を用いているか。	<u>条件</u>			上記視点に統合。
○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況で くとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。		体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの 月1回把握し、必要な措置を講じているか。)乖離状況を少な	
			ンプノ\+にひっざ=亚/ エ	中期主南亦市に保工権工
○ 資産全体のリスクを確認し、リスク <u>負担の程度</u> について分析及で を行 <u>うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか</u>		体 <u>及び各資産</u> のリスクを確認し、リスクについ <u>適切なリスク管理を行っているか。</u>	1 (分析及び評価)	中期計画変更に行い修正。
○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理 るか。	<u>/てい</u>			上記視点に統合。
ソブリン・リスク(外国政府の債務に投資するリスク)について 視しているか。	[も注			上記視点に統合。
○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切しているか。	<u>行っ</u>			上記視点に統合。
〇 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し <u>の</u> 運用状況及びリスク <u>負担</u> の状況を把握し、適切に管理している		託機関 <u>等</u> に対し運用ガイドライン及びベンチ 運用状況及びリスク <u>管理</u> の状況を把握し、適切		中期計画変更に伴い修正。
○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。				上記視点に統合。
〇 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。				上記視点に統合。
○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資理状況を把握し、適切に管理しているか。	<u>隆管</u>			上記視点に統合。
○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変勢 注意しているか。	<u>等に</u>			上記視点に統合。
〇 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議会 上で策定し、公表しているか。		回検討を加え、必要があると認めるときは速や		中期計画変更に伴い修正。
○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。	<u>表、地</u>			上記視点に統合。
○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から	離し 〇 基本ポ	ートフォリオの策定時に想定した運用環境が	『現実から乖離し	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績	
ていないかなどについて、毎年1回、 もに、必要に応じて随時見直してい				
○ 年金給付等に必要な流動性(現金: 現金管理を行っているか。	等)を確保するとともに、効率的な	〇 短期資金需要等を踏まえて、 年金給付等に必要な流動 確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。		
○ 企業経営等に与える影響を考慮し は行っていないか。	、株式運用において個別銘柄の選択		中期計画変更に伴い削除。	
○ 株主議決権の行使は直接行わず、近に委ね、運用受託機関に対し、コープし、議決権行使の目的が長期的な株式とを示すとともに、運用受託機関に 、選等について報告を求めているか。	ポレートガバナンスの重要性を認識 主利益の最大化を目指すものである		中期計画変更に伴い削除。	
○ 扶養保険事業の財政状況の検証に 資行動の観点から、外部有識者等から 状況検討会において運用実績を確認	らなる心身障害者扶養保険事業財務	O 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年月 資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者技 状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行	養保険事業財務	
○ 心身障害者及びその保護者に対す 公共団体と相互の事務処理が適切に 催しているか。		○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を <u>扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努め</u> ている		
〇 (新規)		○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努め ⁻	ているか。 中期計画に基づき新たに設定。	
性があるものについて、次の事項が ては事前に明らかにされているか。 i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的 係る主務大臣、法人、運用委託先	明らかにされているか。 (ii につい)	ては事前に明らかにされているか。) i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思) 係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え	るか。(ii につい RC定主体、運用に 充方等)、資産構	
■ 資金の性格、運用方針等の設定主信 責任について十分に分析しているか		■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏 責任について十分に分析しているか。	当まえて、法人の	
〇 国民のニーズとずれている事務・ 継続する必要性の乏しい事務・事業 に基づき、見直しを図っているか。		○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対す 継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を に基づき、見直しを図っているか。		

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業) WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業) WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業) WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	
(1)基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。	(1)基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。	(1)基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。	
		(2)利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。	
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。	(2)福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	(3)福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。	
(3)運営費交付金の縮減の観点から広告 収入等の自己収入の拡大に努めるこ と。	(3)運営費交付金の縮減の観点から広告 収入等の自己収入の拡大に努める。	(4)運営費交付金の縮減の観点から広告 収入等の自己収入の拡大に努める。	

中期目標中期計画		2 5 年度計画			25年	度業務実績
	自己評定		評価項目12	評	定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				変更の理由等
[数値目標] ○ 中期目標期間中における年間ヒット件数を1億9,000万件以上、 利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。		おける年間ヒット件数を <u>7</u> B査における情報利用者の)			更に伴い修正	
[評価の視点] ○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。			くとともに、提供する情	中期計画変勢	更に伴い修正	o
○ <u>見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減しているか。</u>				中期計画変勢	更に伴い削除	
〇 年間ヒット件数、 <u>利用機関登録数</u> 及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。	〇 年間ヒット件数及数について中期計画を		<u>情報</u> 利用者の満足度指	中期計画変勢	更に伴い修正	0
〇 <u>国の</u> 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するために WAM NET基盤を活用しているか。	〇 福祉保健医療施策 AM NET基盤を活	及び機構業務の効率的なま 用しているか。	施を推進するためにW			
○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努めているか。	○ <u>運営費交付金の縮減</u> の拡大に努めているが		保について、広告収入等	中期計画変勢	更に伴い修正	0
○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。				中期計画変勢	更に伴い削除	
(政・独委評価の視点等)○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく 継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果 に基づき、見直しを図っているか。		っている事務・事業や、費用 しい事務・事業がないか等の				

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
中期目標 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保 貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年 金保険制度及び国民年金制度に基づら付事業については、労働者災害補償保験制度に に基づき支給される年金の受給権を担保にする特別は に基づき支給を担保にする特別はる に基づき支給を担保にする特別はる に基づき支給を担保にする特別はる に基づき支給権を担保にする特別はる し、その受給権を担保にする特別はる により、高齢者等の生活を設定を は、の事務が事業の見直しの基本により、 で成22年12月7日閣議決定。に いて、国において立案される計画に従って のな措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保 貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年 金保険制度及び国民年金制度に基づき支 給される年金並びに労災年金担保貸付事 業については、労働者災害補償保険制度 に基づき支給される年金の受給者に対 し、その受給権を担保にする特例措置と して低利で小口の資金を貸し付けること により、高齢者等の生活の安定を支援護 することを目的として、以下の点に留意 してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業については、「独立行 政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定。以下 「見直しの基本方針」という。)に基づ	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保 貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年 金保険制度及び国民年金制度に基づき支 給される年金の受給者に対し、労災年金 担保貸付事業については、労働者災害補 償保険制度に基づき支給される年金の受 給者に対し、その受給権を担保にする特 例措置として低利で小口の資金を貸し付 けることにより、高齢者等の生活の安定 を支援することを目的として、以下の点 に留意してその適正な事業実施に努め る。	25年度業務実績
(1)業務運営コストを分析し、その適正 化を図るとともに、貸付金利の水準に 適切に反映することにより、安定的で 効率的な業務運営に努めること。		貸付事業を安定的かつ効率的に運営す	
(2)業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。		請に応じて「独立行政法人の事務・事	
また、引き続き、年金受給者にとっ て無理のない返済となるように配慮し			

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
た審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。			
(3)年金担保貸付制度及び労災年金担保 貸付制度の周知を図るとともに、受託 金融機関の窓口等における利用者への 適切な対応に努めること。	り、年金担保貸付制度及び労災年金担		
	(4)受託金融機関の窓口等における利用 者への適切な対応に努めるために、受 託金融機関事務打合せ会議等により周 知徹底に努める。	者に対し、適切に対応するために、受	

中期目標中期計画		2 5 年 度 計 画			25年	度 業 務 実 績
	自己評定		評価項目13	評	定	
評価の視点等(現行)	=	平価の視点等(案)				変更の理由等
[数值目標] —	[数値目標] 					
[評価の視点] 〇 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己 調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。	[評価の視点]			下記視点に	統合。	
〇 貸付金利に業務運営コストを適切に反映 <u>する</u> 利率の設定 <u>方式</u> となっているか。	〇 貸付金利に業務運 るか。	営コストを適切に反映した	利率の設定となってい	中期計画変	更に伴い修正	
○ 見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行 制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じているか。		■務・事業の見直しの基本) 基づき、国の計画に従って過		- 1	更に伴い修正	=-0
○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。		記慮するとともに、借入申込 され、無理のない返済となる				
〇 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適 切な措置を講じているか。	〇 返済中に生活困難る るか。	こなった者に対し、返済条件	‡の緩和措置を講じてい	中期計画変	更に伴い修正	
〇 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。	○ 利用者に対し、ホー ているか。	-ムページ、リーフレット等	等による制度周知を図っ			
〇 受託金融機関事務打合せ会議 <u>の開催場所、回数等を見直し、</u> 更なる周 知徹底に努めているか。	〇 受託金融機関事務: について周知徹底に勢	打合せ会議 <u>等により</u> 更なる 8めているか。	利用者への適切な対応	中期計画変	更に伴い修正	
〇 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。				中期計画変	更に伴い削陽	Ř₀
(政・独委評価の視点等) ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。						
■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める						

中期目標中期	計画	25年度計画	25年度業務実績	
割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の 行っているか。		増加している場合、 ii)計画と実績に差があ ているか。	ある場合の要因分	
■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討だいるか。	が行われて ■ 回収状 いるか。	況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等 <i>の</i>	の検討が行われて	
〇 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果 継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、 基づき、見直しを図っているか。	その結果に 継続する必			

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収 業務及び承継教育資金貸付けあっせん 業務	1 0 承継年金住宅融資等債権管理回収 業務及び承継教育資金貸付けあっせん 業務	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	
(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業 務については、回収金が国への納付に より年金給付の財源となることを踏ま えるとともに、当該業務の終了の時期	承継年金住宅融資等債権管理回収業 務については、回収金が国への納付に より年金給付の財源となることを踏ま えるとともに、当該業務の終了の時期 を見据え、以下の点に留意してその適 正な業務実施に努める。	
① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、 担保物件及び保証機関又は保証人の 保証履行能力の評価等を適時に行う ことにより、適切な債権管理に努め ること。	託金融機関と緊密に連携しつつ、年 1回、貸付先の財務状況等の把握及 び分析を行うとともに、適時、担保	(1)関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。 また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。	
	② 年金住宅融資等債権について、年 1回、回収の難易度に応じた債権分 類の実施又は見直しを行う。	(2)年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務 状況等を勘案した自己査定を行う。	
	③ 転貸債権に係るローン保証会社 について、年1回、保証履行能力の 把握及び分析を行う。	(3)転貸債権に係るローン保証会社24 社すべてについて、保証履行能力の把 握及び分析を行う。	
② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延 滞債権の発生の抑制に努めること。		に応じて関係行政機関との協議を行い	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	2 5 年 度 業 務 実 績
	⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。	携して実情等を把握するとともに必要 な助言等を行い、転貸法人による適切	
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	る保証履行請求及び担保物件の処分	等に対し、迅速かつ着実な督促等を実	
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」(平 成19年12月24日閣議決定)を 踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付 けあっせん業務を休止すること。	ついては、引き続き、業務を休止する。		

中期目標中期計画	期 目 標 中 期 計 画 2 5 年 度 計 画			2 5 年 度 業 務 実 績			
	自己評定		評価項目14	評	定		
評価の視点等(現行)	Ē	評価の視点等(案)				変更の理由等	
【数値目標】○ 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、 担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。		才務状況等の把握及び分析? 関又は保証人の保証履行能					
〇 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。	年金住宅融資等債類の実施又は見直し		D難易度に応じた債権分				
O 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把 握及び分析を行う。	〇 転貸債権に係るロー 握及び分析を行う。	ーン保証会社について、年	1回、保証履行能力の把]			
[評価の視点] 〇 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務 状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又 は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。	状況等の把握及び分	受託金融機関と連携しつつ 所を行うとともに、適時、持 能力の評価等を行っている	日保物件及び保証機関又	1			
〇 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。	年金住宅融資等債務類の実施又は見直し		D難易度に応じた債権分				
〇 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。	□ ○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把 握及び分析を行っているか。						
○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確 に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。	○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。						
〇 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権 回収を推進 <u>し</u> ているか。	○ 転貸法人に対する回収を推進<u>させ</u>ている		貸法人による適切な債権	中期計画変	更に伴い修正	E.	
〇 (新規)		転貸法人等に対しては、状況 回収に努めているか。	?に応じた処理方策を策	中期計画に	基づき新たに	二設定。	
○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。		担保物件の処分等を適切に					
(政・独委評価の視点等) ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。		の債権について、回収計画だ					

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績	
■ 回収計画の実施状況についての評価が行われて i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその負		の実施状況についての評価が行われているか。 念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等		
割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がな 行っているか。		している場合、 ii)計画と実績に差がある場合 o		
■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性いるか。			討が行われて	
○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に 継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の に基づき、見直しを図っているか。	検証を行い、その結果 継続する必要	ーズとずれている事務・事業や、費用に対する対 要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行り 見直しを図っているか。		

中期目標	中期計画	25年度計画	2 5 年 度 業 務 実 績
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務 内容の改善に関する目標は、次のとお りとする。		第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。			
2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事 業において、債券の発行等による資金調 達を適切に行うこと。			
	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 117,400百万円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	る資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達 の遅延等による貸付金の資金不足に対 応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保 貸付勘定において、貸付原資に充当す るため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等 による給付費の資金不足に対応するた め。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手	
3 不要資産の国庫納付 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産(不要財産)を速やかに国庫納付すること。	• 東久留米宿舎(東京都東久留米市、	見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 中期計画に定めた計画に基づき、平成	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
	金井市、戸建2戸)、玉川宿舎(東京都世田谷区、戸建2戸)、田賀宿舎(東京都日野市、戸建5戸)、用賀宿舎(東京都世田谷区、集合住宅1棟)、上大岡宿舎(横浜市港南区、集合住宅1棟)、宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、集合住宅1棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集合住宅1棟)、高槻宿舎(大阪府高槻市、集合住宅1棟)について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。 ・ 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。		
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡 し、又は担保に供しようとするときは、 その計画 なし	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡 し、又は担保に供しようとするときは、 その計画 なし	
	第8 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原 資 職員の資質向上のための研修等の 財源	資	

中期目標中期計画	Ī	2 5 年度計画			25年)	度業務実績
	自己評定		評価項目15	評	定	
評価の視点等(現行)		平価の視点等(案)				変更の理由等
【数値目標】○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を 損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努め る。		当して行う事業については 用者負担その他の自己収え				
[評価の視点]○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。		事業及び福祉保健医療情報 的を損なわない範囲で自己				
○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、 <u>財投機関債</u> の発行 等による資金調達を適切に行っているか。	○ 福祉医療貸付事業及る資金調達を適切に行	ひび年金担保貸付事業にお うっているか。	ハて、 <u>債券</u> の発行等によ	中期計画変	更に伴い修正	0
O <u>宝塚宿舎等の売却</u> については、計画どおり適切に実施しているか。	○ <u>不要財産の国庫納付</u>	<u>せ</u> については、計画どおり	適切に実施しているか。	中期計画変	更に伴い修正	0
(政・独委評価の視点等) ■ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。	また、当期総利益(ス 当該要因が法人の業務 業務運営に問題等があ た評価が行われている (具体的取組)	当期総損失)の発生要因が では当期総損失)の発生要 多運営に問題等があること あることが判明した場合に るか。 総利益がある場合において	因の分析を行った上で、 によるものかを検証し、 には当該問題等を踏まえ			
■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。	公共上の見地から実施	されている場合、国民生活が 施されることが必要な業務 な利益となっていないかに	を遂行するという法人			
■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。	価されているか。当該 当性について検証が行 解消計画が策定されて 後の計画の妥当性につ	されている場合、その解消 対計画が策定されていない 行われているか(既に過年度 いる場合の、同計画の見 いての評価を含む)。 従い解消が進んでいるかる	場合、未策定の理由の妥 きにおいて繰越欠損金の 直しの必要性又は見直し			
■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が	■ 当該年度に交付され	1た運営費交付金の当該年	度における未執行率が			

中期目標中期計画	☑ 25年度計画	25年度業務実績
高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかに されているか。	高い場合において、運営費交付金が未執行となっているか。	る理由が明らかに
■ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。	■ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務にいての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価があるか。	
■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。		
■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。		
■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。	人と関連法人との関係が具体的に明らかにされている	かか。
■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。) について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。		

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25 年度業務実績
第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその 他業務運営に関する重要目標は、次の とおりとする。		第9 その他主務省令で定める業務運営に 関する事項	
人事に関する事項 (1)効率的かつ効果的な業務運営を行う ため、組織編成及び人員配置を実情に 応じて見直すこと。	① 効率的かつ効果的な業務運営を行 うため、組織編成及び人員配置を実	うため、業務の実情に即した、より	
(2)人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	い、評価結果を人事及び給与等に反		
	(2)人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員 数の100%以内とする。 (参考1)期初の常勤職員数 299 人 (参考2)中期目標期間中の人件費総	る専門研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。 (2)人員に係る指標 平成25年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。	
	額見込み 10,187百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。 2 施設及び設備に関する計画なし	2 施設及び設備に関する計画 なし	
	3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度に おいて、独立行政法人通則法第44条の 処理を行ってなお積立金があるときは、 その額に相当する金額のうち厚生労働大	3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金 は、独立行政法人福祉医療機構法第12 条第1項に定める業務の財源に充てるこ	

中期目標	中期計画	2 5 年 度 計 画	25年度業務実績
	臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。		

中期目標中期計画	中期目標 中期計画 25年度計画			25年度業務実績		
	自己評定		阿丁 16	評	定	
評価の視点等(現行)	評値	価の視点等(案)		変更の理由等		変更の理由等
【数値目標】○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。	【 数値目標 】 ○ 期末の常勤職員数を期	別の常勤職員数の100%	以内とする。			
[評価の視点] 〇 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、 実施しているか。	[評価の視点]○ 職員の人事に関する計 実施しているか。	†画について、中期計画に掲	げる方針に基づき、			
〇 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。	〇 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。					
〇 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。	る 〇 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。					
(政・独委評価の視点等) 〇 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	(政・独委評価の視点等) ☆ 図家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポポーストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポーストの廃止等は適切に行われたか。					
○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	○ 独立行政法人職員の再 か。	就職者の非人件費ポストの!	見直しを図っている			